

旭川市まちづくり基本条例

旭川市総合政策部政策調整課

「まちづくり」とは？



道路や橋を作ること

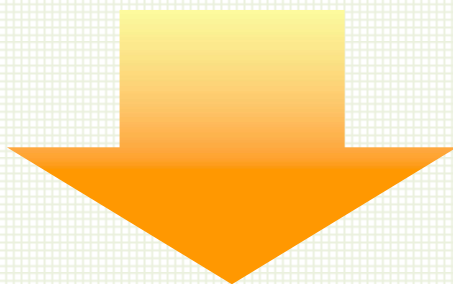
町内会活動
ボランティア活動



市役所の仕事

この条例では

「まちづくり」



まちをより良くすること

なぜこの条例をつくったのか？

人口減少・少子高齢化・核家族化の進行
暮らしの形(ライフスタイル)の変化

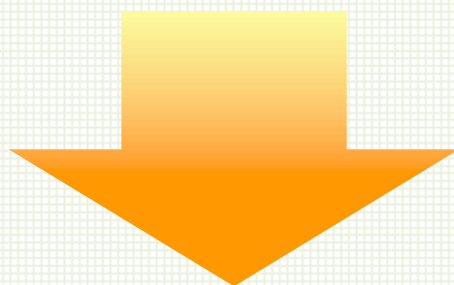


地域の結びつきの
重要性の再評価

地方分権の進展
市役所に求められる役割の変化



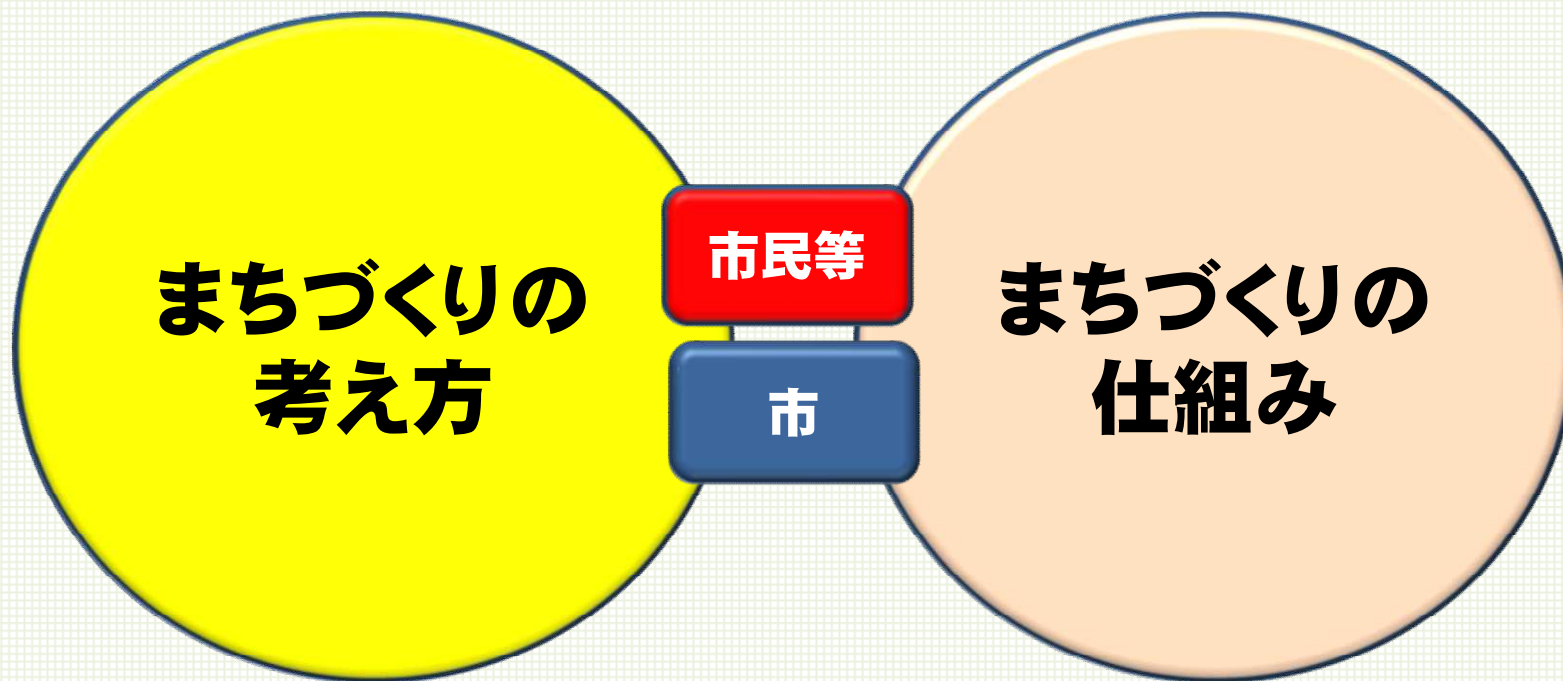
地方自治体における
役割・状況の変化



まちづくりをさらに前へ進める必要性

「まちづくり基本条例」とは？

まちづくりを進めていくときに
「市民等」と「市」が
共有しておかなければならないルール



「まちづくりの基本理念」

4つの基本理念

まちをより良くしていくための
基本的な方向性・目指す姿

地域資源をいかし
活力を向上させるまちづくり

広域
(北北海道)

北北海道における拠点性
を発揮するまちづくり

市民等が支え合いながら
安心して暮らせるまちづくり

まち
地域
ひと

市民等がいきいきと
活躍できるまちづくり



「まちづくりの基本原則」

まちづくりを進めるときに大切なこと

3つの基本原則

市民主体

地域主体

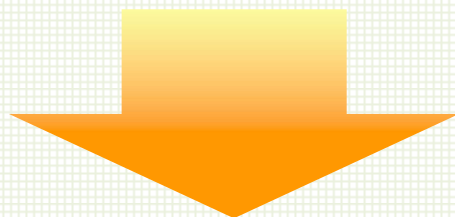
健全な市政運営

「まちづくり基本条例」

4つの基本理念



3つの基本原則



活力と安心に満ちた支え合って
暮らせるまちの実現

「まちづくり基本条例」の構成

前 文

第1章 総則

第2章 基本理念及び基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第4章
市民主体の
まちづくり

第5章
地域主体の
まちづくり

第6章
健全な市政運営
によるまちづくり

第7章 広域連携によるまちづくり

第8章 その他

「まちづくり基本条例」の構成

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第17条 計画的な市政運営

第2項 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、
進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。



旭川のまちづくりの指針となる
総合計画を策定

「まちづくり基本条例」の構成

第8章 その他

第21条 評価検証

第2項 市は、この条例を踏まえたまちづくりの推進状況に
ついて評価検証し、その結果を公表するものとする。

附 則

条例の見直し

第2項 市は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行後、
5年以内にこの条例を点検し、適切な措置を講じなければ
ならない